



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

851	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	1
852	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	1
853	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
854	介護保険法による指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
855	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
856	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	3
857	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	3
858	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	3
859	〃	(").....	3
860	平岩土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	4
861	畑田池土地改良区の定款変更の認可	(").....	4
862	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	4
863	〃	(").....	5
864	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
865	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	5

告 示

和歌山県告示第851号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201639	医療法人研医会田辺中央病院	田辺中央病院ケアプランセンター	和歌山県田辺市南新町1-5	居宅介護支援	平成29.7.1	平成35.6.30

和歌山県告示第852号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30716014 25	有限会社優心の郷	サンライズケア花	和歌山県有田郡広川町 広552-4	介護予防通所 介護	平成 29.7.1	平成 30.3.31
30723008 86	株式会社Ange	デイサービスセンタ ーあんじゅ新宮店	和歌山県新宮市三輪崎 二丁目5-16	介護予防通所 介護	平成 29.7.1	平成 30.3.31

和歌山県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30715007 59	有限会社優心の郷	サンライズケア優心	和歌山県有田市糸我町 西496-1	通所介護 介護予防通所 介護	平成 29.7.1 平成 29.7.1	平成 35.6.30 平成 30.3.31

和歌山県告示第854号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30716014 17	有限会社優心の郷	サザンクロスありだ 川	和歌山県有田郡有田川 町東丹生図73-3	居宅介護支援 介護予防通所 介護	平成 29.7.1 平成 29.7.1	平成 35.6.30 平成 30.3.31

和歌山県告示第855号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

30716014 09	有限会社優心の郷	サンライズケア広川	和歌山県有田郡広川町 広552-4	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問 介護	平成 29.7.1 平成 29.7.1 平成 29.7.1	平成 35.6.30 平成 35.6.30 平成 30.3.31
30722016 47	合同会社サンオリエ ント	ケアサポートえいと	和歌山県田辺市朝日ヶ 丘14-16 101号	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問 介護	平成 29.7.1 平成 29.7.1 平成 29.7.1	平成 35.6.30 平成 35.6.30 平成 30.3.31

和歌山県告示第856号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3052000 076	リハテラスひだ か	御坊市塩屋町北塩 屋693-3 コーポフ イン1階1-AB号室	放課後等デイサー ビス	株式会社未来ア シスト	御坊市名田町楠井55 3番地	平成 29.7.1

和歌山県告示第857号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービ スの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011610 320	サンライズケア 広川	有田郡広川町広 552-4	居宅介護 重度訪問介護	株式会社サザン クロス	有田市野699	平成 29.6.30

和歌山県告示第858号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービ スの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011610 387	サンライズケア 広川	有田郡広川町大 字広552-4	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	有限会社優心 の郷	有田市糸我町西 496番地1	平成 29.7.1

和歌山県告示第859号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012250571	ケアサポートえいと	田辺市朝日ヶ丘14-16 101号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	合同会社サン オリエント	和歌山市新中島 81番地の1 パ レロワイヤル新 中島202号	平成 29.7.1

和歌山県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により平岩土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成29年6月12日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	山野正博	日高郡日高川町大字原日浦21番地
理事	石本二三代	日高郡日高川町大字原日浦20番地
理事	坂本好史	日高郡日高川町大字川原河60番地2
理事	赤松義之	日高郡日高川町大字原日浦216番地1
理事	坂本直隆	和歌山市西高松一丁目7番15号 604号
監事	石本幸也	日高郡日高川町大字原日浦54番地1
監事	坂本晶由紀	日高郡日高川町大字原日浦49番地

和歌山県告示第861号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、畑田池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第862号

平成29年和歌山県告示第724号（以下「告示第724号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方
谷口佐代子
白倉節夫
寺田智昭
寺田隆尚
- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施

業要件

告示第724号のとおり

和歌山県告示第863号

平成29年和歌山県告示第725号（以下「告示第725号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

関下昭次

白川一成

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第725号のとおり

和歌山県告示第864号

平成29年和歌山県告示第762号（以下「告示第762号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

宇江源右エ門

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第762号のとおり

和歌山県告示第865号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡印南町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	印南町一本釣
	日高郡みなべ町埴田、東岩代又は西岩代に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	南部・岩代一本釣